

令和4年度 インフルエンザ予防接種の補助のご案内

当健康保険組合では、疾病予防の一環として、徹底した手洗い・うがい、消毒やマスクの着用などの基本的な対策に加え、インフルエンザワクチンの予防接種をお勧めしております。一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会（以下、「東振協」という）で接種を受けると、補助金の窓口精算ができるため、当組合への補助金請求が不要となります。ぜひ、ご利用ください。

【対象者】 被保険者及び被扶養者の方

【実施期間】 10月1日～翌年1月31日

東振協の契約医療機関で接種する場合

専用ページ <http://www.toshinkyō.or.jp/influenza.html>

【自己負担額】 なし

【留意事項】 2回接種法による場合であっても、自己負担はございません。

東振協の契約医療機関以外で接種する場合

【組合補助額】 当組合が全額補助いたします。

2回接種法による場合であっても、当組合が全額補助いたします。

【申請方法】 次の申請書類を当組合に送付してください。

- ① インフルエンザ予防接種補助金申請書（HPよりダウンロード）
- ② 領収書（原本）

「予防接種をした者の氏名」「接種日」「接種費用」「医療機関名」

「インフルエンザ予防接種代であることの但し書き」があるもの。

【申請期限】 令和5年2月28日まで

【留意事項】 2回接種法の場合は、2回分の領収書をまとめて申請してください。

「医療費明細書」「インフルエンザ予防接種済証」での申請はできません。

～新型コロナワクチンを接種または接種予定の方への注意事項～

新型コロナワクチンを接種された（する）方は接種間隔等に制限があり、接種を受けられない場合がありますので、ご注意ください。以下の間隔を守って接種予約をお願いいたします。

- ◇ 新型コロナワクチンは、他のワクチン接種後2週間は接種できません。
- ◇ 新型コロナワクチン接種後も、2週間は他のワクチン接種はできません。
- ◇ 新型コロナワクチンの1回目と2回目の接種間隔は3週間～4週間（ワクチンの種類により異なる）ですが、その間は他のワクチン接種はできません。

詳しくは、ホームページをご覧ください。